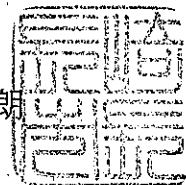


長崎市訓令第13号

長崎市役所地区事務所規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年6月11日

長崎市長 鈴木史朗



長崎市役所地区事務所規程の一部を改正する規程

長崎市役所地区事務所規程（昭和29年長崎市庁達第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号に次のように加える。

ウ 外国人住民（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する外国人住民をいう。）の住民異動届等の受領に関すること。

附 則

この規程は、令和8年6月14日から施行する。